

答 申 情 第 5 0 号

平成 2 8 年 1 月 1 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 7 年 9 月 1 8 日付けこ健増第 2 1 2 3 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

精神障害者保健福祉手帳交付等申請書の非公開決定事案についての異議申立てに対する決定 (諮問情第 8 2 号)

(別紙)

1 審査会の結論

実施機関が行った公文書非公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成27年4月24日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、精神障害者保健福祉手帳交付等申請書及び添付書類（平成26年度直近から5人分）の公開を請求した。

(2) 実施機関は、当該請求に係る公文書として「精神障害者保健福祉手帳交付等申請書及び添付書類」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書について公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年5月7日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第7条第1号に該当

精神障害者保健福祉手帳交付等申請書及び添付書類については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 異議申立人は、平成27年6月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

公文書非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付等に係る業務について

ア こころの健康増進センターは、こころの健康についての情報提供、相談援助や精神障害のある者の社会参加の促進などに取り組んでいる機関である。

イ 精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第45条に規定されており、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活上に制約がある者からの申請に基づき、一定の精神障害の状態（1級～3級）

にあると判定した場合に交付する。手帳所持者は、以下のような優遇措置が受けられる。これらにより、精神障害のある者の社会参加の支援を図っている。

- ・ 各種の税法上の優遇措置
- ・ 市バス・地下鉄等が無料となる福祉乗車証制度の利用
- ・ 公共施設の入場料、使用料等の免除又は割引 等

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、法第45条第1項に基づく、精神障害者保健福祉手帳の交付申請時に必要な「精神障害者保健福祉手帳交付等申請書」及び「添付書類（診断書又は障害年金の年金証書及び同意書）」である。

イ 「精神障害者保健福祉手帳交付等申請書」には、個人の氏名、生年月日、住所、電話番号、障害等級（本市で手帳発行履歴がある場合）について記載されている。

「診断書」には、個人の氏名、生年月日、住所、病名、初診年月日、病歴及び治療経過、治療歴、現在の症状、具体的程度、生活能力の状態、現在の障害福祉等のサービス利用状況、身体合併症、備考、医療機関（所在地、名称、電話番号、診察担当科名、医師氏名）について記載されている。

「障害年金の年金証書及び同意書」には、受給者の氏名、生年月日、年金番号、年金コード、取得年月について記載されている。

(3) 条例第7条第1号に該当することについて

精神障害者保健福祉手帳交付申請時に必要な申請書及び添付書類には、上記(2)のとおり、個人の氏名、生年月日などの個人情報だけではなく、病名や病状等、通常他人には知られたくないような情報が多数記載されている。これら個人の機微に関するプライバシー性の高い情報は、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想され、個人が識別された場合における権利利益の侵害は重大であると考えられる。よって、本件公文書は条例第7条第1号の「個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないもの」が記録されており、開示することができない文書であることは明らかである。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第1号に該当しない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、法第45条第1項に基づく、精神障害者保健福祉手帳の交付申請時に必要な「精神障害者保健福祉手帳交付等申請書」及び「添付書類（診断書又は障害年金の年金証書及び同意書）」である。

イ 「精神障害者保健福祉手帳交付等申請書」は、本人又は代理人が申請するものであり、本人の住所、氏名、生年月日、電話番号、障害等級が、代理人が申請する場合は、これらに加えて代理人の住所、氏名、電話番号及び本人との関係が記載されている。

「診断書」には、個人の氏名、生年月日、住所、病名、初診年月日、病歴及び治療経過、治療歴、現在の症状、具体的程度、生活能力の状態、現在の障害福祉等のサービス利用状況、身体合併症等が記載されたうえ、診断書を作成した医療機関の所在地、名称、電話番号、診察担当科名及び医師氏名並びに作成年月日が記載されている。

「障害年金の年金証書及び同意書」には、受給者の氏名、生年月日、年金番号、年金コード、取得年月、年金の額、障害の等級が記載されている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件公文書に記載されている内容は、個人が識別され得るものであり、かつ、個人の氏名、生年月日などの個人情報だけではなく、病名や病状等、通常他人には知られたくないような情報が多数記載されているものであるため、条例第7条第1号に該当すると主張するので、この点について検討する。

本件公文書には、精神障害者保健福祉手帳の交付等を申請する対象者である個人の氏名や生年月日、障害等級、病名のほか、当該個人の心身の状態に関わる情報や医師による所見などが具体的に記載されていることが認められる。

このように、本件公文書には、通常他人に知られたくない度合いが極めて強い、内面的、身体的な状態を示すような個人の機微に関する情報が多数含まれており、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益の侵害の程度は重大であると認められるため、本件公文書は、全体を一つの個人の機微に関する情報と判断し、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年 9月18日 諮問

平成27年10月19日 実施機関からの理由説明書の提出

12月14日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第9回会議）

平成28年 1月18日 審議（平成27年度第10回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）